

2020東京オリンピック・パラリンピックと 受動喫煙防止に関する法的整備と市民の意識

北 徹 朗
森 正 明

1. はじめに

米国では1992年に米国環境保護庁（United States Environmental Protection Agency；略称EPA）が環境タバコ煙を「クラスA」発ガン性物質と分類している¹⁾。また、受動喫煙の健康への負担に関する明らかなエビデンスを示し、政策の重要性と政策提言に関する科学報告書が毎年増加している。例えば、タバコ煙に関する国際ガン研究機関（International Agency for Research on Cancer；略称IARC）の2004モノグラフ²⁾、有毒空気汚染物質としての環境タバコ煙に関するカリフォルニア環境保護庁（California Environmental Protection Agency；略称CalEPA）の更新・改訂報告書³⁾、タバコ煙への不随意暴露による健康影響に関する2006年米国公衆衛生総監報告書⁴⁾、世界保健機関（World Health Organization；略称WHO）から出された受動喫煙防止に関する政策勧告などが挙げられている。また、タバコ規制に関するWHOの包括的条約であるタバコ規制枠組条約（WHO Framework Convention on Tobacco Control；略称FCTC）の第8条には、タバコ煙から非喫煙者を守る（受動喫煙の防止）ための法律制定を要求している。これには、日本を含む151か国の締結国に公共の場での喫煙規制の履行を求めている⁵⁾。

日本におけるタバコに対する取り組みの現状としては、2003年の健康増進法⁶⁾、2007年の世界保健機関の勧告⁷⁾、2009年の厚生労働省からの公共的空間について「原則禁煙」とすることを強く勧奨する報告書⁸⁾、2010年の神奈川県受動喫煙防止条例の制定⁹⁾、2011年のタクシーの全面禁煙化¹⁰⁾、など年々防煙対策が高まってきているが、受動喫煙対策に関する法律である「健康増進法」は努力義務にとどまっている。近年の国家的な取り組みでは、『21世紀における国民健

康づくり運動（健康日本21）』が挙げられる。健康増進法に基づき、生活習慣病の予防を目的とし、その大きな原因である生活習慣を改善する運動である。早期発見、早期治療という二次予防でなく、疾病の発生を防ぐ一次予防に重点対策を置き、「タバコ」をはじめ9つの分野について、具体的な数値目標を設定している¹¹⁾。

2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることが決まった。しかしながら、オリンピックの招致活動当時から、受動喫煙防止法が未整備の日本の遅れが指摘されていた。実際、近年のオリンピック開催都市では、多くの場合招致活動時には受動喫煙防止法が制定されている（表1）（図1）^{12) 13) 14)}。本研究では、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止に関する法的整備に向けた経緯を概観し、オリンピックとタバコに関する市民の意識についてアンケート調査を実施し検討することとした。

表1 オリンピック立候補都市と受動喫煙防止法の有無¹²⁾

開催年	候補都市	受動喫煙防止法
2020年	東京	なし
	マドリード	2011年1月施行
	イスタンブール	2009年7月施行
2016年	リオデジャネイロ	2009年8月施行
	シカゴ	2006年1月施行
	東京	なし
	マドリード	不完全な受動喫煙防止法 (スペインモデルと言われた)
2012年	ロンドン	2007年7月施行
	パリ	2008年1月施行
	マドリード	なし
	ニューヨーク	2003年7月施行
	モスクワ	なし
2008年	北京	2008年5月施行
	トロント	2001年6月施行
	パリ	2008年1月施行（落選後）
	イスタンブール	なし
	大阪	なし

※網掛け太字が開催決定都市



図1 東京新聞2012年3月17日記事¹³⁾

2. 2020東京オリンピック・パラリンピックと受動喫煙防止に関する法整備議論の始まり

2015年の世界禁煙デー（5月31日）には世界の各地で禁煙に関するイベントが開催された。日本においても、2015年5月31日に『2015年世界禁煙デー記念イベント「受動喫煙防止条例制定に向けて」～2020東京オリンピック・パラリンピックを無煙環境で成功するためには～』のテーマのもと、日本医師会館において日本医師会など9団体の主催と厚生労働省・東京都など7団体の後援によるシンポジウムが開催された。このシンポジウムに登壇した、望月友美子氏（国立がんセンターたばこ政策研究部長）からも、日本の受動喫煙対策の遅れを示す一つのエピソードとして、WHOの生活習慣病予防部長のベッチャー氏が2015年3月に来日した際の発言の紹介がされた¹⁵⁾が、ベッチャー氏は2015年3月10日に衆議院議員会館にて開催された講演会において、次のように指摘している。「最後に申し上げたい。日本は和の精神、平和の心など世界から尊敬されていますし、社会の安定、環境、交通など、あるいは衛生・文化・技術開発などどれも22世紀の世界を思わせませんが、ただ一つタバコに関しては立ち遅れた水準にあり20世

紀の世界を思わせませす。是非この遅れた状況を脱して世界水準と共に歩むこと、さらには世界にリーダーシップを発揮することを願っています¹⁶⁾。この指摘の顕著な点として挙げられるのが受動喫煙の対策である。日本も批准している前出のWHOのFCTCでは、受動喫煙という言葉は用いず、「タバコの煙に曝されることからの保護」とされ、吸う人も吸わない人も他人のタバコの煙を吸わされないような環境を実現することが求められている。

日本において自治体レベルにおいて、神奈川県（2010年）と兵庫県（2012年）では受動喫煙防止に関する条例が制定された。その後、大阪府、京都府、山形県においては検討されたが知事レベルで断念されている。これらに続き、東京都でも2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に条例の制定を望む声があがり出した。舛添知事は2014年8月17日に出演したフジテレビ「新報道2001」で、共演したパネラーから飲食店内での禁煙について話を振られ、「都議会の協力を得て条例を通せばできる、やりたいと思う」と発言。そして、番組後に記者団に対して、すべての公共機関や飲食店を禁煙にしたいと語った（時事通信、8月17日配信）ことが、東京オリンピック・パラリンピックにおける受動喫煙禁止条例の議論の始まりとなった¹⁷⁾。

3. 東京都「受動喫煙防止対策検討会」の設置とその経緯

舛添東京都知事は、前出のテレビ番組に出演した日の記者会見で、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「喫煙の害というのは、科学的にも証明されていて、全力を挙げて、WHOも国際オリンピック委員会（International Olympic Committee；略称IOC）も取り組んでいる課題。2020年を前にして、本格的に受動喫煙による害を防ぐということは大事。まずは分煙を徹底させる。諸外国の例、他の自治体の実施例を今、集めている」と話し、条例制定も十分考えられる一つの選択肢である考えを示した¹⁸⁾。

2014年8月の都知事の発言を受けて「受動喫煙防止対策検討会」が創設され、医師、法律家、日本オリンピック委員会（Japanese Olympic Committee；略称JOC）役員ら12名で組織された。この時点では、都知事も店舗などに禁煙や分煙設備の設置を義務付ける受動喫煙防止条例の制定への意欲をみせていたが、その後の都議会において「一律規制ではなく分煙の推進」に関する意見や「喫煙の権利」、「都区市町村で1300億円のたばこ税の収入」の存在を挙げ反発する声が挙がった。また「日本フードサービス協会」や「東京都飲食業生活衛生同業組合」など複数の業界団体からの圧力もあり、この検討会の議論は2014年10月の第1回会合から対立が目立った。2015年2月の第4回までに、委員の医師の5名が「たばこの害は医学的に証明されて

いる」などと規制強化を主張する一方、2名の医師は一律規制に慎重論を展開するなど、議論は紛糾したとされている。そして、当初決められていた最終の検討会(2015年3月30日)においても合意には至らず、第6回の追加会合をもって一提言が示されることとなった¹⁹⁾。

この検討会における、最終会合(当初予定)でも合意に至らなかったことを受け、日本学術会議は2015年5月20日に「東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言」²⁰⁾を10ページに渡る資料と共に出している。この提言は、日本学術会議の生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会が中心となって公表したものである。

「受動喫煙防止対策検討会」は、飲食・宿泊等の事業者団体、医療関係者、消費者団体及びタバコ販売関連事業者等10団体から意見を聴取することを含めた議論が、以下の日程で開かれている²¹⁾。

- ・第1回2014年10月29日
- ・第2回2014年12月10日
- ・第3回2015年1月22日
- ・第4回2015年2月12日
- ・第5回2015年3月30日
- ・第6回2015年5月29日

4. 東京都受動喫煙防止対策検討会における議論のまとめと示された提言案

東京都福祉健康局のウェブサイトには、東京都受動喫煙防止対策検討会における議論や資料の全てが公開されている。それによれば、「多くの委員から、飲食店等の屋内施設への全面禁煙の導入や条例の制定の必要性が述べられたが、委員の全体の意見の一致は得られなかった」とされている。

産経新聞の報道によれば、「罰則付き条例の早期実現を求める条例推進派がまとまりかけた提言案をひっくり返して期間延長をゴリ押しし、年度をまたいで5月29日に追加開催となった第6回の出席者は委員12名中、推進派の7名のみであり、条例制定に慎重だった委員らは任期延長を辞退し欠席した」とされている²²⁾。

この最終の第6回会合(2015年5月29日)下記の4項目の提言案が示され、検討会は閉会している²³⁾。

< 提言 >

- (1) 日本では2020年にオリンピック・パラリンピックが開催される。2004年のアテネ以降、大会が開催された国では、その対象施設や禁煙・分煙の手法等は、それぞれ異なるが、国法・州法・条例で、罰則付きの受動喫煙防止に関する規制が行われている。

また、2010年には、WHOとIOCの間でたばこの無いオリンピックを共同で推進することについて合意されている。

こうしたことを踏まえ、都は、開催都市として、受動喫煙防止のための明確なビジョンと対策を示し、取組の工程表を提示すること。

工程表については、常に、進捗状況や実態を検証し、取組の効果や国の動向も踏まえながら、2018年までに、条例化について検討を行うこと。

- (2) 受動喫煙の問題は普遍的なものであり、地域的な特性を持つとは言い難い。また、2020年のオリンピック・パラリンピック大会も、東京都だけでなく、千葉県、埼玉県をはじめ、全国各地で競技が開催される予定であり、諸外国の事例をみても、多くが法律で規制が行われている。

受動喫煙防止対策は、国家として進めるべき課題であり、規制についても、全国統一にすることが望ましいことから、国に対しては、全国統一的な法律での規制を働きかけること。

- (3) 今後の受動喫煙防止の取り組みにあたっては、まず現在のガイドラインに基づく対策を一層強化するとともに、不特定多数が出入りする飲食店・宿泊施設等については、少なくとも利用者に選択の機会を確実に提供できるよう、分煙や禁煙等の表示の徹底をはじめとした受動喫煙防止対策を、より一層推進すること。

- (4) 事業者においては、従業員の安全衛生と言う観点から、受動喫煙に暴露されている未成年者や従業員を保護するための対策を講じることが必要である。

そのために、従業員対策を行っている事例を幅広く収集し、事業者が実効性のある対策を取れるよう、普及啓発をはじめとした様々な支援を行うこと。

5. 2020東京オリンピック・パラリンピックと受動喫煙対策に関する市民の意識

2020東京オリンピック・パラリンピックと受動喫煙対策に関するインターネット調査を実施した。調査期間・対象の内訳、調査項目は以下であった。

- 調査期間：2015年3月26日～3月30日
- 調査対象：30歳以上の男女400名（男性342名，女性52名，無回答6名）
- 調査回答者（394名）の喫煙状況：喫煙者152名，非喫煙者242名
- 調査項目：①喫煙の有無
 - ②2008年北京オリンピック以降，開催された全てのオリンピック開催都市では国家的な受動喫煙防止法が制定されていることを知っているか
 - ③2020年東京オリンピックに向けて全国的な受動喫煙防止法が制定されるべきと思うか

• 調査結果

「2008年北京オリンピック以降，開催された全てのオリンピック開催都市では国家的な受動喫煙防止法が制定されていることを知っているか」について，半数以上の66.3%が「知らなかった」と回答した（図2）．また，「2020年の東京オリンピックに向けて，全国的な受動喫煙防止法が制定されるべきと思うか」について，69.0%が「されたほうがよい」と回答した（図3）．

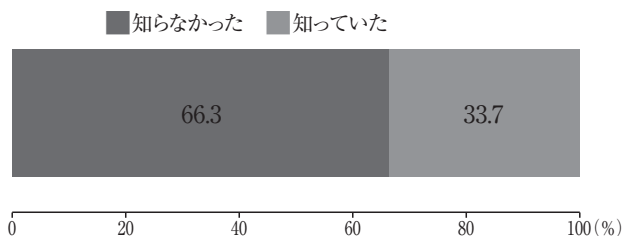


図2 2008年の北京オリンピック以降，開催された全てのオリンピック開催都市では国家的な受動喫煙防止法が制定されていることを知っているか

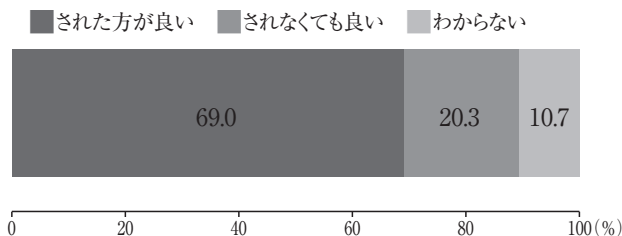


図3 2020年の東京オリンピックに向けて，全国的な受動喫煙防止法が制定されるべきと思うか

6. まとめと国の動向

国立がん研究センターの調査によれば、東京オリンピックに向けて罰則付きの規則（法律や条例）を求める意見が半数（53.4%）を超えていることが報告されている²⁴⁾。しかしながら、本研究で実施した調査では、オリンピック・パラリンピックと受動喫煙防止の動向について「知らなかった」への回答が半数（66.3%）を超えており、IOCとWHOの合意を含め、一般市民にはまだその意識が浸透していないことが明らかとなった。

北ら（2015）が先行研究¹⁴⁾でも示したように、2010年7月21日にスイスのローザンヌにおいて、WHOとIOCは「すべての人々に運動とスポーツを奨励し、タバコのないオリンピックを実現し、子どもの肥満を予防するために健康的なライフスタイルを奨励することを共同で行う」ことに合意していることや、この合意において、ジャック・ロゲIOC会長も「健康的なライフスタイルと草の根のスポーツ運動を広げることはIOCとWHOの共通の目標であり、本日の合意は、この2機関が行っている様々な先導活動の間に相乗効果を生むことになろう」と述べており、オリンピック開催国には、タバコに対する取り組みが望まれている^{25) 26)}。

本稿で論じてきたように、2020年の開催都市である東京都における受動喫煙防止に関する法制化の取り組みは停滞しているが、2016年1月に政府が受動喫煙規制のための新法の整備に乗り出す動きを見せていることが報じられた。具体的には、内閣官房、厚生労働省、農林水産省、国土交通省などによる共同の検討チームが1月25日に立ち上げられ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、海外に比べて遅れているとされる受動喫煙対策の強化に向けた法整備の議論が開始された。検討チームは新法での規制について、学校や病院、官公庁などの公共施設は全面禁煙とし、飲食店は分煙とするなど、施設の種類や規模などで対策を分けるべきかを議論し、罰則を盛り込むことも検討するとされている^{27) 28)}。

日本では健康増進法（2003年施行）に「多数の者が利用する施設での受動喫煙の防止」が明記され、同年に銀行、郵便局、関東の私鉄が禁煙化されている。その後、タクシーやJRの禁煙化へと拡大したが、事業者に対しては適切な措置を講じるよう求める努力義務にあり、罰則規定は盛り込まれていない。前述の通り、IOCは「タバコのない五輪」を掲げ、2004年のアテネ大会以降の開催国・開催都市では、法律や条例で禁煙や分煙を義務化し違反者や施設管理者に罰則を科している。

近年、世界的にはオリンピックに限らず、スポーツイベントにおける受動喫煙対策に関する動きが活発化している²⁶⁾。もし、2020東京オリンピック・パラリンピックが受動喫煙を放置し

たままで開催されれば、健康のために受動喫煙防止を進める世界の潮流を押しとどめ、逆行させると言う意味を持つことになりかねない。そのためには、日本国を挙げた取り組みと国家レベルでの受動喫煙禁止の罰則付きの法整備がなされるべきであろう。

参考文献・参考資料

- 1) International Union Against Cancer (2008) Protecting our children from second-hand smoke (日本語版), pp.8-9.
- 2) International Agency for Research on Cancer (2004) Tobacco smoke and involuntary smoking. IARC monograph 83. Lyon, France: International Agency for Research on Cancer.
- 3) California Environmental Protection Agency, Air Resources Board (2005) Proposed identification of environmental tobacco smoke as a toxic air contaminant, Sacramento, CA: California Environmental Protection Agency.
- 4) US Department of Health and Human Services (2006) The health effects of involuntary exposure to tobacco smoke. Rockville, MD: US Department of Health and Human Services; Centers for Disease Control and Prevention.
- 5) WHO (2003) Framework Convention on Tobacco Control. Geneva: World Health Organization.
- 6) 健康増進法, <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO103.html> (2016年1月10日確認)
- 7) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(外務省訳), http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html (2016年1月10日確認)
- 8) 厚生労働省: 受動喫煙防止対策のあり方に対する検討会報告書, <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0324-5.html> (2016年1月10日確認)
- 9) 神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例, <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/p23021.html> (2016年1月10日確認)
- 10) (社)全国乗用自動車連合会: 禁煙タクシーに関わる各県協会の取り組みについて, <http://www.taxi-japan.or.jp/images/article/19y11m1dkinenkakuken.pdf> (2016年1月10日確認)
- 11) 公益財団法人健康・体力づくり事業財団: 健康日本21, <http://www.kenkounippon21.gr.jp/> (2016年1月10日確認)
- 12) 日本禁煙学会ホームページ「オリンピックと禁煙」, <http://www.nosmoke55.jp/action/olympic.html> (2016年1月10日確認)
- 13) 東京新聞2012年3月17日記事: 五輪は受動喫煙防止の流れ 条例化せねば招致ムリ? ライバルは整備済み, <http://www.eonet.ne.jp/~tobaccofree/tokyonews120317.jpg> 日本禁煙学会ホームページより転載 (2016年1月10日確認)
- 14) 北徹朗・森正明 (2015) 高等教育機関における喫煙防止教育の実践—大学保健体育系講義における事例報告—, 中央大学保健体育研究所紀要第33号, pp.81-89.
- 15) 望月友美子 (2015) 講演 東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり“禁煙都市”をどう実現するか, 2015年世界禁煙デー記念イベント(於: 日本医師会館) 配布資料, p.1.
- 16) 中久木一乗 (2015) 東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止法を実現する議員連盟主催による WHO ダグラス・ベッチャー博士 講演会, 日本禁煙学会雑誌 第10巻第3号, p.42.
- 17) J-CAST ニュース2014年8月19日配信記事: 都内飲食店はすべて禁煙に? 外添知事「五輪までに」条例作りを目指す, <http://www.j-cast.com/2014/08/19213497.html?p=all> (2016年1月10日確認)

- 18) IWJ Independent Web Journal 8月22日配信記事：東京五輪に向けて都内の受動喫煙防止条例制定を検討, <http://iwj.co.jp/wj/open/archives/163133> (2016年1月10日確認)
- 19) J-CAST ニュース2015年4月19日配信記事：東京五輪までに「受動喫煙条例」はできるのか「舛添構想」すんなり進まない, <http://www.j-cast.com/2015/04/19233008.html> (2016年1月10日確認)
- 20) 日本学術会議 (2015) 提言 東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言, 日本学術会議 健康・生活科学委員会・歯学委員会合同 脱タバコの社会実現分科会, pp.1-8.
- 21) 東京都保健福祉局ウェブサイト：東京都受動喫煙防止対策検討会, http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judoukitsuenboushitaitsaku_kentoukai/ (2016年1月10日確認)
- 22) 産経ニュース2015年4月25日配信記事：喫煙、非喫煙…共存の難しさ浮き彫り？都受動喫煙防止対策検討会“継続審議”歩み寄りあるか, <http://www.sankei.com/politics/news/150427/pl1504270001-n1.html> (2016年1月10日確認)
- 23) 東京都保健福祉局ウェブサイト：第6回受動喫煙防止対策検討会, http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judoukitsuenboushitaitsaku_kentoukai/6th/index.html (2016年1月10日確認)
- 24) 国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策研究部 (2015) 東京オリンピックのたばこ対策について 都民アンケート調査 結果報告, pp.1-10.
- 25) 高橋正行 (2014) スポーツイベントにおける受動喫煙対策, 日本禁煙学会雑誌, 第9巻第4号, pp.62-65.
- 26) World Health Organization Western Pacific Region (2010) A Guide to Tobacco-Free Mega Events, pp.1-34, http://www.wpro.who.int/publications/PUB_9789290614982/en/ (2016年1月10日確認)
- 27) YOMIURI オンライン2016年1月5日配信記事：公共施設を全面禁煙, ホテル分煙…罰則科す新法, <http://www.yomiuri.co.jp/politics/20160105-OYT1T50066.html?from=tw> (2016年1月10日確認)
- 28) 朝日新聞デジタル2016年1月23日配信記事：受動喫煙, 規制法を検討へ 施設管理者対象, 罰則付き, <http://www.asahi.com/articles/ASJ1Q635RJ1QULBJ00S.html> (2016年1月10日確認)